

令和 6 年嵐山町農業委員会 第 9 回総会議事録

1. 開会日時

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 2 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者 7 名）

第 1 番 瀬山 和令 第 2 番 金井 敏隆 第 3 番 内田 公生 第 4 番 内田 久子
第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 杉田 健一 第 8 番 杉田 哲

※現地調査報告者として、山下 房夫 農地利用最適化推進委員が出席。

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届
出について

日程第 5 議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 2 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 2 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 2 9 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 9 議案第 3 0 号 嵐山町農用地利用集積計画について

日程第 10 議案第 3 1 号 嵐山町農用地利用配分計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第9回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議席番号 第3 内田 公生 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第２ 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第３ 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第９回総会に提出されました議案について、報告します。報告第９号 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について１件、議案第２６・２７・２８号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について３件、議案第２９号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について１件、議案第３０号 嵐山町農用地利用集積計画について１件、議案第３１号 嵐山町農用地利用配分計画について１件、合計７件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：200㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡小川町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△ 氏名A氏です。

事務局	譲渡人は、東京都八王子市〇〇〇△丁目△番地△ー△△△ 氏名 B 氏です。
事務局	転用目的は、自己用住宅です。
事務局	令和 6 年 1 0 月 2 1 日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。
議長	ありがとうございました。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。
議長	続きまして、日程第 5 議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。なお、議案第 2 6 号については、第 2 番 金井委員が申請人の世帯員となっているため、農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び嵐山町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、議事に参与することができないため、一時退席といたします。（退席）本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。
事務局	申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△外△筆、地目：田、総面積：7 1 9 m ² です。
事務局	譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地氏名 C 氏です。
事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地氏名 D 氏です。
事務局	申請理由は、土地の交換、権利関係は、所有権移転です。
事務局	当申請については、氏名 C 氏所有の山林と氏名 D 氏所有の農地を交換するという内容の申請でございますが、交換後は氏名 C 氏と同一世帯である氏名 E 氏が飼料用のトウモロコシを作付けするという計画で

事務局	ざいます。
事務局	それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：現在所有している農地については、担い手への貸し付けや、自作地では露地野菜等の作付けをしているため、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われれます。
事務局	農業常時従事要件：現在の経営地では世帯で年間 300 日程度、農業に従事しているとのことですので、問題ないと思われれます。なお、当申請地については、営農計画書のとおり、年間 200 日程度、従事することです。
事務局	地域との調和要件：取得する予定の農地はこれまで

事務局 もトウモロコシを作付けしており、取得後も同様に利用するため、周辺農地の利用に影響はないと思われます。また、万が一被害が生じた場合には責任を持って対処いたします。と記載もあるので、問題ないと思われます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班山下委員、お願いします。

山下委員	議案第 2 6 号について、調査報告をいたします。 1 1 月 1 8 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。
議長	ここで金井委員に復席をお願いします。(復席)

議長

ここで、一時退席された金井委員に申し上げます。
議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしましたのでお知らせします。

議長

続きまして、日程第6 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：399㎡です。

事務局

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地氏名F氏です。

事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名 G 氏です。
事務局	申請理由は、土地の贈与、権利関係は、所有権移転です。
事務局	当申請については、申請地に隣接する氏名 G 氏所有の宅地が氏名 F 氏に贈与されたという背景があり、それに伴い、家庭菜園を行うために農地を取得するという内容の申請でございますが、取得後はジャガイモやナス、きゅうり等の野菜を作付けする計画でございます。
事務局	それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：現在所有している農地はなく、新規就農になります。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると

事務局

思われるので、問題ないと思われます。

事務局

農業常時従事要件：現在の経営地はございませんが、当申請地については、営農計画書のとおり、年間150日程度、従事することですので、問題ないと思われます。

事務局

地域との調和要件：取得する予定の農地は、田と県道に挟まれた畑であり、周辺農地の利用に影響はないと思われます。また、農薬等の使用には十分注意し、近隣農家と相談もしていくとの記載もあるため、周辺地域との関係は問題ないかと思われます。

事務局

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第1班
安藤委員、お願いします。

安藤委員

議案第27号について、調査報告をいたします。

11月18日の農地調査会にて、申請地を調査してま
いりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断
いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第27号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番外△筆、地目：畑、総面積：581 m²です。

事務局 譲受人は、志木市〇〇〇△丁目△△番△号氏名 H 氏です。

事務局	譲渡人は、比企郡小川町〇〇〇〇△丁目△△番地△氏名 I 氏です。
事務局	申請理由は、新規就農、権利関係は、所有権移転です。
事務局	当申請については、氏名 H 氏が申請地に隣接する宅地を購入し、1 2 月頃には嵐山町に転入するという背景があり、それに伴い、家庭菜園を行うために農地を取得するという内容の申請でございますが、取得後はネギやさつまいも、ジャガイモ等の野菜を作付けする計画でございます。
事務局	それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。
事務局	全部効率利用要件：現在所有している農地はなく、新規就農になります。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると

事務局 思われるので、問題ないと思われます。

事務局 農業常時従事要件：現在の経営地はございませんが、当申請地については、営農計画書のとおり、年間150日程度、従事することですので、問題ないと思われます。

事務局 地域との調和要件：取得する予定の農地は、宅地に囲まれた畑であり、周辺農地の利用に影響はないと思われます。また、万が一被害が生じた場合には責任を持って対処いたします。との記載もあるので、問題ないと思われます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

瀬山委員

嵐山町へ転入してきて新規で農業を始めるとのことだが、今後の規模拡大等の意向はあるのか。

事務局

申請代理人によると、実際に農業を始めてみて、どのくらいの作業でどのくらいの収量や利益が出るのか分からないため、就農してみたの判断となりますが、現状では規模拡大の意向もあるとのことです。

瀬山委員

承知しました。ありがとうございました。

金井委員

通作距離が200mになっているが、この距離は転居先の住所地からの距離という認識で間違いないか。

事務局

はい。ご認識の通りで、相違ございません。

金井委員

承知しました。ありがとうございました。

議長	他に質問はございますか。(なし)
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、 現地調査をしておりますので、その報告を第2班 内田委員、お願いします。
内田委員	議案第28号について、調査報告をいたします。 11月18日の農地調査会にて、申請地を調査してま いりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断 いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第28号 農地法第3条第1項の規 定による許可申請について採決します。
議長	本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま す。
議長	挙手 全員

議長 よって、議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定
による許可申請について、許可することに決定しまし
た。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 29 号 嵐山町農業
振興地域整備計画の変更についての件を議題としま
す。この件について、嵐山町長より意見を求められてお
ります。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 29 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変
更について、説明させていただきます。

農政課長 農用地区域からの除外案件 事案番号 1、事案番号
2、事案番号 3 について説明いたします。

農政課長 ・事案番号 1

所在地：比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇△△番△の一
部、地目：畑、面積：535 m²の内 330 m²です。

農政課長 除外事由：自己用住宅の建築、事業計画者：氏名 J 氏です。

農政課長 申請者は現在、義父の住宅に世帯員計 8 名で住んでおりますが、子ども 3 人が大きくなるにつれ、生活用品等も増え、既に手狭になってきているとのことです。将来のことを考えると拠点となる住宅を早く構えたいと思い、義父に相談したところ、義父所有の土地に住宅を建築する承諾を頂き、いくつかの候補地から当該農地を選定し、除外の申出に至ったとのことです。

農政課長 ・ 事案番号 2

所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：1,272 m²です。除外事由：駐車場用地、事業計画者：株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役氏名 K 氏です。

農政課長 申請者は現在、工場敷地内に来客用駐車場 3 台分、従業員用駐車場 8 台分、借用地に従業員用駐車場 10 台

農政課長 分、計 2 1 台分の駐車場用地があります。工場内に駐車スペースがあることで工場内が手狭になり、安全面でも苦慮しているところであり、また、借用地については返却することとなったため、現在と同規模以上の駐車場用地を確保しなければならないとのことです。工場から近いことや、自動車の出入り等の条件があった中で、いくつかの候補地の中から当該農地を選定し、除外の申出に至ったとのことです。

農政課長 ・ 事案番号 3

所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：4 8 1 m²です。除外事由：自己用住宅の建築、事業計画者：氏名 L 氏です。

農政課長 申請者は現在、借家に居住しておりますが、子どもの成長とともに手狭になっていることや、子育て環境を良くしたいという観点から自己用住宅の建築を計画したとのことです。建築地の検討をしている際に義父から土地の一部を借り受けられる話があり、いくつかの候補地

農政課長	の中から当該農地を選定し、除外の申出に至ったとのこと とです。
農政課長	以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明 につきまして、質疑を行います。
議長	どうぞ
内田委員	申請地の違反転用については、地主は把握しているの か。
事務局	地権者へは申請代理人から話がいっているかと思わ れます。なお、行政からの指導は地権者へでなく、代理 人へ是正等の指導を行い、今年度中には農地の状態へ現 状復旧するとの確約書も添付されておりますので、やむ を得ないと考えます。

内田委員	承知しました。引き続き指導をお願いいたします。
議長	他に質問はございますか。(なし)
議長	質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、 現地調査をしておりますので、その調査報告を第2班 内田委員からお願いします。
内田委員	議案第29号：事案番号1について、調査報告をい たします。11月18日の農地調査会にて、申請地を 調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可 妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。続いて、事案番号2につ いて、調査報告を第1班 安藤委員からお願いします。
安藤委員	議案第29号：事案番号2について、調査報告をい たします。11月18日の農地調査会にて、申請地を 調査してまいりました。一部、違反転用がありました

安藤委員	が、今後、是正されとのことですので、周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。続いて、事案番号3について、調査報告を第4班 金井委員からお願いします。
金井委員	議案第29号：事案番号3について、調査報告をいたします。11月18日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより、議案第29号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、採決します。
議長	本案を、原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員

議長 よって、議案第 29 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、「やむを得ない。」という意見を付して、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 30 号 嵐山町農用地利用集積計画についての件を議題とし、審議します。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 30 号 嵐山町農用地利用集積計画について、説明いたします。

農政課長 新規設定は、田 2 筆 4,863 m²、畑 2 筆 2,620 m²、計 4 筆 7,483 m²です。

農政課長 更新再設定は、田 43 筆 65,177 m²、畑 2 筆 1,841 m²、計 45 筆 67,018 m²です。

農政課長 合計 49 筆 74,501 m²、うち田 45 筆 70,040 m²、畑 4 筆 4,461 m²です。

農政課長	(新規４筆・更新４５筆の説明をする)
農政課長	以上です。
農政課長	ありがとうございました。 議案第３０号 嵐山町農用地利用集積計画について質疑をおこないます。
議長	どうぞ。 (質疑なし)
議長	質疑を打ち切ります。
議長	これより、議案第３０号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員

議長 よって、議案第 3 0 号 嵐山町農用地利用集積計画
については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答す
ることに決定しました。

議長 続きまして、日程第 1 0 議案第 3 1 号 嵐山町農用
地利用配分計画についての件を議題とします。嵐山町長
より、この件について、意見を求められております。本
案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 3 1 号 嵐山町農用地利用配分計画につい
て、説明いたします。

農政課長 農地中間管理事業とは、埼玉県農地中間管理機構が農
業経営のリタイヤ、規模縮小など、農地の受け手を探し
ている農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規
模拡大を考えている受け手である担い手農家等に貸し
付けをする制度です。

農政課長 今般の申請内容としまして、氏名Mが借主となり契約

農政課長	していた杉山・越畑土地改良組合内にある田 7 筆、総面積 2, 7 1 7 m ² が合意解約され、1 2 月より氏名 N 氏が新たに借主となって契約し、水稻の作付けをするといった申請内容でございます。
農政課長	以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明について、質疑を行います。
議長	どうぞ
内田委員	借賃が一反当たり 8, 0 0 0 円となっているが、この賃料は共通ではなく、この契約の条件という認識でよいのか。
事務局	はい。ご認識の通りでございます。貸付人と借受人の相対で話し合いをして決めていただくものですので、賃料の制限等はありません。

内田委員	承知しました。ありがとうございました。
議長	他に質問はございませんか。(なし)
議長	質疑を打ち切ります。
議長	これより、議案第31号 嵐山町農用地利用配分計画について採決します。本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手 全員
議長	よって、議案第31号 嵐山町農用地利用配分計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。
議長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和 6 年嵐山町農業委員会第 9
回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 瀬山 和令

委員 金井 敏隆

委員 内田 公生
